

滋賀労働

Mother Lake

滋賀県労働広報紙

613号 2010

チャレンジド WORK 運動推進事業

知事との《障害者の『働きたい』応援》トークを開催しました

平成 21 年 12 月 24 日（木）、嘉田知事が湖南市にあるカルビー湖南(株)を訪問し、「障害者雇用」を主なテーマに、働く障害者や同僚の職員との対話を行いました。

カルビー湖南(株)は、平成 17 年にカルビー(株)滋賀工場の分社化により誕生し、平成 18 年に障害者を集中的に受け入れる部門を設置しています。現在、この部門では 5 名、会社全体では 11 名の障害者を雇用されています。

当日は、障害のある方が実際に働いている様子や、じゃがいもがポテトチップスになっていく工程を見学した後、障害者の方やその同僚の職員の方と知事が対話を行いました。

対話には 2 人の知的障害のある方が参加されましたが、嘉田知事からの普段の仕事の様子についての質問に、「箱詰めや選別作業など、毎日の仕事が楽しいです。」「家族も喜んでくれています。」と答えておられました。その後、話題は 2 人の趣味や将来の夢などにもおよび、終始なごやかな雰囲気の中、話が弾みました。

2 人の上司である北村マネージャーは「障害者雇用については、当初不安もありましたが、障害があってもきちんと仕事ができることがわかりました。働いている方は、みんな真面目に働いてくれていて安心です。」と語りました。カルビー(株)は、平成 22 年度に県内 4 例目となる重度障害者多数雇用事業所^(*)カルビー・イートーク(株)の操業を開始する予定であり、今後より一層障害者雇用の推進に取り組まれる予定です。

対話を振り返って、嘉田知事は「障害のある方が仕事に生きがいをもっていること、企業として熱心な取組みをいただいていることなど、様々な力が一体となり住みやすい地域や職場ができていることをうれしく思います。みんながそれぞれ持てる能力を最大限に発揮できる全員参加の社会づくりが大切であり、『支え合い、分かち合い、高め合い』の県政を進めていきたい。」と感想を語りました。

※重度障害者多数雇用事業所

重度身体障害者、知的障害者および精神障害者を多数雇い入れるか継続して雇用する事業所で、一定の要件を満たしているものを「重度障害者多数雇用事業所」といい、事業施設等の設置・整備を行う場合に、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構より対象経費の一部が助成されます。



目次

- 表紙 知事との「障害者の『働きたい』応援」トーク開催
- ② 働き・暮らし応援センターの案内
- ③ 叙勲・現代の名工の受章（賞）者の紹介
法律の一部改正について
- ④ 滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の取り組み紹介
- ⑤ 助成金の案内
- ⑥ 労働相談 Q&A 「労働組合について」
- ⑦ 労働委員会だより
- ⑧～⑩ 統計／資料 平成 21 年労働条件実態調査 他
- ⑫ 滋賀県労働相談所の移転について
全国健康保険協会滋賀支部からのお知らせ

働き・暮らし応援センターは

障害のある人の「働きたい」と、企業の「雇用したい」を応援する専門機関です。



障害のある人の
「働きたい」

応援
サポート

企業・事業所の
「雇用したい」



「障害者雇用」と聞くと・・・

雇用はしたいが・・・いきなりは、難しいそう。
職場に適切な仕事があるだろうか？配慮が必要だと思うが・・・どうしたらよいだろうか？
従業員の理解をどのように得たらよいだろうか？
雇用してから、困った時にどこに相談できるのかわからない



どんな相談内容であっても、何か関わりたいとお考えの事業主の皆様、
まずは働き・暮らし応援センターにご連絡下さい。ご相談内容に応じて、
ハローワークや市町の福祉課など関係機関とともにご協力をさせていただきます。
お気軽にご相談下さい。ご連絡をお待ちしております。

お問い合わせは各地域の **働き・暮らし応援センター**（障害者就業・生活支援センター）

おおつ働き・暮らし応援センター “Hatch（はっち）”
〒 520-0044 大津市京町 3-5-12 森田ビル 5 F
TEL : 077-522-5142 FAX : 077-522-5103

湖東地域 働き・暮らしコトー応援センター
〒 522-0054 彦根市西今町 87-16 Nasu8-103
TEL : 0749-21-2245 FAX : 0749-21-2246

湖南地域 働き・暮らし応援センター “りらく”
〒 524-0037 守山市梅田町 2-1-217
TEL : 077-583-5979 FAX : 077-583-1690

湖北地域 しょうがい者働き・暮らし応援センター
〒 526-0063 長浜市末広町 6-2 ワイエフビル 18
TEL : 0749-64-5130 FAX : 0749-64-5131

甲賀地域 障がい者雇用・生活支援センター
〒 528-0012 甲賀市水口町曙 3-44
TEL : 0748-63-5830 FAX : 0748-65-4642

湖西地域 働き・暮らし応援センター
〒 520-1632 高島市今津町桜町 2-3-11
TEL : 0740-22-3876 FAX : 0740-22-4131

東近江圏域 働き・暮らし応援センター “Tekitoー（テキトー）”
〒 523-0891 近江八幡市鷹飼町 571 平和堂近江八幡店 5 F
TEL : 0748-36-7999 FAX : 0748-36-7999

相談内容は秘密厳守いたします。
相談にかかる利用料等は一切ありません。

働き・暮らし応援センター（障害者就業・生活支援センター）は、厚生労働省の事業認可を受けた専門機関です。



ろうきんは、日本でただひとつ。はたらく人のための生活応援バンクです。

広告

ろうきんは、はたらく人たちのあたたかな絆から生まれた、はたらく仲間の金融機関です。
心の交流を大切に、ベストな提案をする、親しみやすい存在でありたいと思います。

◎目的がちがいます。

はたらく仲間がつくった福祉金融機関。
ろうきんは、労働組合や生活協同組合のはたらく仲間、お互いを助け合うために資金を出し合ってきた協同組織の金融機関です。世の中に数多くある金融機関の中で、純粋にはたらく人の福祉金融機関と呼べるのは、ろうきんしかありません。はたらく人たちが、安心して快適な日々を送れる社会づくりをめざしています。

◎運営がちがいます。

営利を目的としません。
ろうきんは、労働金庫法という法律に基づいて、営利を目的とせず公平かつ民主的に運営されています。このろうきん独自の運営に共感する人たちの輪が日本中に広がり、いまでは利用者は全国で約 1,000 万人。労働組合や生活協同組合のはたらく仲間をはじめ、多くのはたらく仲間にも広く利用されています。

◎運用がちがいます。

生活者本位に考えます。
ろうきんの業務内容は、預金やローン・各種サービスなど、一般の金融機関とほとんど変わりません。しかし、資金の運用がまったく違います。はたらく仲間からお預かりした資金は、大切な共有財産として、住宅・教育・自動車・育児などの資金としてはたらく仲間とその家族を支え、より豊かにするために役立てられています。

大津支店 ☎ 077-524-5356 大津市におの浜4-5-9
彦根支店 ☎ 0749-22-2862 彦根市大東町4-28
彦根勤労福祉会館内
草津支店 ☎ 077-562-5791 草津市南草津3-7-1
八日市支店 ☎ 0748-23-2371 東近江市八日市緑町11-26

長浜出張所 ☎ 0749-63-9111 長浜市高田町5-21
水口支店 ☎ 0748-62-6131 甲賀市水口町東名坂277
守山出張所 ☎ 077-583-4400 守山市播磨田町3076-2
**近江八幡
ローンセンター** ☎ 0748-37-5910 近江八幡市鷹飼町南4-4-5
アクティ近江八幡 2F

儲けのない金融機関
近畿ろうきん
http://www.rokin.or.jp
お客様センター ☎ 0120-191-968
月曜～金曜9:00～18:00(土曜:日曜:祝日:12月31日～1月3日は除く)

秋の叙勲および「現代の名工」の受章(賞)について

下記の皆さんが、平成 21 年秋の叙勲を受章、また「現代の名工」として厚生労働大臣表彰を受賞されました。

受章(賞)された叙勲・表彰の種別	氏名(敬称略)	功労概要、職種
叙勲	旭日双光章	木澤 源平
	瑞宝単光章	松永 雅子
厚生労働大臣表彰	卓越した技能者表彰(現代の名工)	今井 亮太郎
		岩崎 長藏
		職工
		檜皮・柿葺師



(昨年 12 月 24 日に嘉田由紀子知事を表敬訪問されました)

準備は
お済みですか? 労働基準法、育児・介護休業法の一部が改正されます!

1. 労働基準法の改正 施行期日 平成 22 年 4 月 1 日

例えば・・・

- ・ 1 か月60時間を超える時間外労働について、割増賃金率が25%以上→ 50%以上に改正されます。
※中小企業への猶予措置があります。
- ・ 労使協定を行えば、1年に5日分を限度として時間単位での年休取得が可能になります。

2. 育児・介護休業法の改正 施行期日 平成 22 年 6 月 30 日

例えば・・・

- ・ 3歳までの子を養育する労働者が希望すれば利用できる短時間勤務制度(1日6時間)を設けることが事業主の義務になります。(注)
- ・ 3歳までの子を養育する労働者は請求すれば、所定外労働(残業)が免除されます。(注)
- ・ 子の看護休暇の取得可能日数について、小学校就学前の子が1人であれば年5日(現行と同じ)、2人以上であれば年10日になります。また、病気・けがをした子の看護だけでなく、予防接種や健康診断にも取得できるようになります。
- ・ 介護休暇が新設されます。労働者からの申し出により、要介護状態の対象家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日取得できるようになります。(注)

注：上記のうち、子の看護休暇にかかるもの以外の3点(短時間勤務制度の設置、所定外労働の免除、介護休暇制度の設置)は、100人以下の企業について平成24年6月30日まで適用が猶予される予定です。

改正の詳しい内容については厚生労働省ホームページをご参照ください。

労働基準法の改正 → <http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/12/tp1216-1.html>

育児・介護休業法の改正 → <http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html>

問い合わせ先：労働基準法の関係 滋賀労働局 監督課 TEL 077 - 522 - 6649

育児・介護休業法の関係 滋賀労働局 雇用均等室 TEL 077 - 523 - 1190



高台の分譲地 自由設計 大津野郷原

広告



自由設計用地 1,125.5 万円より

○土地 134.05 m² (約 40.55 坪)

〈概要〉所在地：大津市野郷原 1 丁目 / 地目：宅地 / 前面6m大津市道 / 用途地域：第1種住居地域、第1種中高層住居地域 / 建ぺい率：60% / 容積率：200% / 開発許可番号大津市指令都開第18050号 / 今回販売区画：14区画 / 設備：関西電力・大津市上下水道・大津市ガス / 交通：「野郷原」バス停徒歩1分 / 建築条件付宅地

〈売主〉 滋賀県知事 (11) 631号

滋賀県勤労者住宅生活協同組合
大津市打出浜 2-1 コラボしが 21 6階

お問合せは
住宅生協まで

TEL.077-524-2800

定休日 / 火・水・祝 〈土日も営業しています〉

ー滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の取り組みー

「近江ちいろば会」

「滋賀労働」では、滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業に登録されている各事業所の取り組みを紹介しています。今回は、社会福祉法人 近江ちいろば会 常務理事・館長の森口茂さんと法人本部の川添恵子さんに、一般事業主行動計画策定の背景にある考え方や具体的取り組みについてお話をうかがいました。



森口常務理事(左) と 川添さん

企業概要

会社名 社会福祉法人近江ちいろば会
 本社所在地 湖南市菩提寺327-4
 代表者 理事長 奈良豊夫
 従業員数 97名 (男性38名 女性59名)
 業務内容 ケアハウス、デイサービス、グループホーム、ホームヘルパー、居宅介護支援等

一般事業主行動計画（概略）

1. 計画期間 平成21年4月1日～平成24年3月31日
2. 計画内容
 - 目標1 管理者に対し、妊娠・出産後も女性が働きやすい職場づくりのための研修を行う。
 - 目標2 妊娠中、休業中および復職後の女性職員のための相談窓口を設置する。
 - 目標3 法律に基づく母性保護・両立支援の各種制度と自社の両立支援制度の周知を図る。
 - 目標4 育児休業後における原職または原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直しを行う。
 - 目標5 育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上のための情報を提供する。

良質な人材を育て、働き続けてもらうために

近江ちいろば会は、「人にしてもらいたいと思うことを人にもしなさい」を基本理念に介護事業の運営を行っています。

介護の仕事には、相手に心を開いてもらえるように接することのできる人間性や社会性といったものが大切です。こうした能力を培うには経験が必要ですし、そのためには時間をかけて良い人材を育てていかななくてはなりません。必然的に職場に定着してもらうことはとても重要になってきます。これは、一般事業主行動計画のねらいの一つでもあり、取り組みの成果か、ここ3年ほど、退職者は少なくなっています。

受け身ではなく、より前向きに

行動計画の内容は仕事と子育ての両立支援が中心ですが、計画策定以前から産・育休は取得されており、パートタイムの方の取得実績もあります。昨年、財21世紀職業財団から「職場風土改革促進事業実施事業主」としての指定を受けたこともあり、職員からの申し出を待つだけでなく、より積極的に働きかけていこうということで行動計画を策定しました。

取り組みの一つめは、妊娠・出産後も女性が働きつづけやすい職場づくりの第一歩として管理職の理解を深めるための研修を行うことで、財21世紀職業財団から講師を招いたり、産・育休取得の申し出があった際の対応の仕方をビデオで学ぶなどしています。

二つめは、妊娠中、休業中および復職後の女性職員のための相談窓口を設置したことです。窓口の担当者には、育休手続きの方法や育児休業給付金についての相談が寄せられています。また、休業中の従業員には、毎月、広報誌などを送付して社内の現況を知らせています。復職を控えた職員には、

復職の2ヶ月ほど前にお子さんと一緒に出勤してもらい、上司も交えて復職に向けた相談会を行っています。

三つ目は、両立支援制度等の諸制度について従業員への周知を図ったことです。就業規則を抜粋したチラシを給与明細に同封し、広報しました。

行動計画には盛り込んでいませんが、今年から「NO 残業デー活動」もスタートしました。職員から募集した標語や川柳をポスターにして掲示し、職員全員で取り組んでいます。

これからは、育児休業後にスムーズに原職に復帰できるような工夫を行うこと、休業中に職業能力開発や向上のための情報を提供することを予定しています。また、育休者が出た場合に代替職員を確保することが課題ですが、今のところ、事業が成長していることもあり、休業期間中の雇用ではなくて、増員するという形で対応しています。

地域に根ざした職場であるために

両立支援を積極的に働きかけることは、職員のモチベーションやロイヤリティ向上に役立つ面もあり、退職者が少なくなったことはその効果かもしれません。ただ、もう一つ重要なことは、働きがいのある自己実現のできる職場であることだと思います。私生活に喜びがあるように、仕事にも喜びを感じてもらえるような風通しのよい職場であり続けたいと思っています。当法人には近隣の職員も多くいますが、職員がいきいきと働いてくれることは、地域の利用者にも安心を与えます。ちいろば会は、地域と共に、地域に根ざして発展していきたいと思っていますが、そのために良い職場であることは欠かせないと考えています。

県労政能力開発課のホームページ内で開設している「しがのワーク・ライフ・バランス (<http://www.pref.shiga.jp/f/rosei/wlb/index.html>)」では、滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録の詳細や登録企業の紹介、関連情報などを掲載しています。

(財) 21 世紀職業財団からのお知らせ

仕事と家庭の両立を応援します!!

< 両立支援レベルアップ助成金の概要 >

(財) 21 世紀職業財団は、仕事と家庭の両立を支援する事業主・事業主団体へ助成金を支給しています。

育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者を原職等に復帰させたとき

代替要員確保コース

育児休業又は介護休業を取得した労働者が、スムーズに職場に復帰できるようなプログラムを実施したとき

休業中能力アップコース

小学校第3学年修了までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務の制度を設け、利用者が生じたとき

子育て期の短時間勤務支援コース

労働者が育児・介護サービスを利用する際に要した費用の補助を行ったとき

育児・介護費用等補助コース

財団の指定を受け、両立支援制度を労働者が気兼ねなく利用できるよう職場環境の整備を計画的に行い、成果をあげたとき

職場風土改革コース

人財多様性経営を支援する



<http://www.jiwe.or.jp/>

(助成金に関するお問い合わせは下記事務所まで)

財団法人21世紀職業財団 滋賀事務所
〒520-0043 滋賀県大津市中央3-1-8 大津第一生命ビルディング2階
☎077-523-5141 FAX 077-523-5249

高齢者の雇用促進のための



定年引上げ等奨励金 3種類の制度のご案内

助成金の
ご活用を

1. 高齢者雇用モデル企業助成金

65歳更に65歳を超えて70歳以上まで働くことができる新たな職域拡大、人事処遇制度の改善、高齢者を積極的に活用する事業主が計画の認定を受け、モデル性や地域における波及効果のある取組みを実施した事業主に対し、当該取組みに要した一定範囲の費用について、最高額で500万円が支給されます。

[計画書の受付]：平成22年5月6日(木)～平成22年5月31日(月) … 年3回5・9・1月です。

2. 中小企業高齢者雇用確保実現奨励金 (事業主団体向けの制度です)

傘下の中小企業事業主に対する高齢者雇用確保措置の導入その他必要な雇用環境の整備に係る相談・指導等を実施した事業主団体に、その取組みに要した費用について、最高額で300万円が支給されます。

3. 中小企業定年引上げ等奨励金

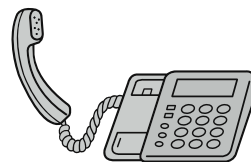
「65歳以上への定年引上げ」、「定年の定め廃止」、「希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入」または「65歳前に契約期限が切れない契約形態による希望者全員を対象とする65歳以上までの継続雇用制度」を導入した中小企業事業主に対し、導入した制度に応じて10～100万円が支給されます。

お問合せ・ご相談は：滋賀県雇用開発協会まで TEL 077-526-4853

労働相談 Q & A

テーマ

「労働組合について」



質問 1

私の勤務する会社は、社員数十名の小さな会社です。創業者である社長のワンマン会社で、労働条件の決定はすべて社長の意のままです。社員の大半が社長のワンマンぶりを改めたいと思っているのですが、おいそれと人の意見を聞くような人物ではありません。このようなケースでは、労働組合を結成するのが良いと聞きましたが、社員にはそのような知識を持った者がいません。また、労働組合を結成するにしても、社長からさまざまな妨害や攻撃を受けるのではないかと心配です。

労働組合の結成について教えてください。

回答 1

労働組合は、憲法第 28 条により保障された労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権に基づき、労働条件の維持改善を目的とし、労働者が主体となった自主的組織です。労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権を具体化するために労働組合法が制定されています。

労働組合は、労働者が 2 人以上集まれば自由につくることができ、結成にあたっては行政機関への届け出や使用者の承認は不要です。労働組合は労働組合法で保護されており、使用者は、労働組合からの話し合いの求め（団体交渉）の申込みに対して正当な理由なく拒否することはできません。

しかし、労働組合の結成を歓迎しない使用者も少なくないというのが現実の状況であり、使用者のなかには、労働法や労働組合についての無理解から、団体交渉を拒否したり、正当な組合活動に対して不当な圧力や攻撃を加えるなどの場合もあります。使用者のこうした行為を「不当労働行為」といい、労働組合法第 7 条はこれを禁止しています。

労働組合結成について計画が煮詰まってきたら、その後の実務的なことについては、産業別労組の地方組織などに相談することも考えられます。

質問 2

私は、従業員が 40 人の会社で労務担当をしています。当社には、従業員 35 人で組織する「A 労組」と、従業員 5 人で組織する「B 労組」が存在し、賃上げや一時金交渉の際に、A 労組が妥結しても B 労組が合意しようとせず、支給が大幅に遅れるなど不都合が生じています。このように、企業内

に複数の労働組合がある場合には、全ての労働組合の了解を得られないと、労働条件の変更をすることはできないのでしょうか。

回答 2

労働組合法第 17 条によれば、同一事業場で常時使用される同種の労働者 4 分の 3 以上で組織する労働組合が労働協約を締結した場合には、残り 4 分の 1 の労働者にもその効力が及ぶとされ、これを「一般的拘束力」といいます。ただし、学説、裁判例においても肯定、否定両説があり、今のところ、B 労組の組合員には適用されないという否定説の方が有力です。

ご質問のような状況で、B 労組の組合員にも A 労組との妥結内容を適用しようとするすると就業規則の変更を行うという方法もなくはありません。就業規則は企業が一方的に作成でき、全労働者に効力が及びますが、労働条件の不利益変更である場合は、必要性の内容、内容の妥当さ、それによって労働者が被る不利益の程度によって就業規則の合理性が判断されます。裁判によって就業規則の不利益変更の効力が否定された場合、結局、事態は改善されないままということになります。したがって、就業規則によって労働条件の変更を行おうとする場合にも、設計の段階からその内容に合理性があるか慎重に検討しておくことが大切です。ただし、各組合は固有の団体交渉権および労働協約締結権を保障されていること、使用者は中立的な立場をとらねばならず、特定の組合に対し差別的な取扱いをしたり、その組合の弱体化を意図した行為をしたりすると、不当労働行為に該当する可能性もあります。それゆえ、就業規則の変更という手段の前に、B 労組の理解が得られるようねばり強く交渉していくことが何より重要であることは言うまでもありません。

賃金・雇用・労働環境など
労働に関わる相談窓口です！

滋賀県労働相談所

労働相談フリーダイヤル

0120-967164

※ 4 月 1 日より開設場所を変更します。
詳しくは巻末の案内をご覧ください。

労働委員会
だより

平成21年に終結した不当労働行為事件の概要について

労働組合法第7条では、使用者の労働組合や労働者に対する一定の行為(不当労働行為といえます)を禁止しており、労働組合または組合員は使用者によって、そのような行為が行われたとして、その救済を労働委員会に申立てることができます。委員会では、その申立てについて審査を行い、使用者の行為が不当労働行為に当たるか否かの判断をします。また、労使双方に和解を勧めたりします。

今回は、当委員会が平成21年に取り扱った事件のうち、同年末日までに終結した不当労働行為事件の概要について紹介します。

事件の概要

A 不当労働行為事件 審査期間253日

組合員の時給のアップが、組合員以外の社員に比べて半分しかなく、これらは組合員に対する不利益取扱いに当たるとして、救済申立てのあったものです。

本事件は、組合側に不当労働行為の構成要件に沿った主張がされなかったこともあり、申立の取下げも視野に入れ和解の勧奨を行った結果、第6回の調査で和解の話をまとめることができました。

和解協定書の原案は当委員会で作成しましたが、この中で派遣社員の人事考課に係る窓口の周知について整理し、将来的な労使紛争回避のためにも役立つことができました。

B 不当労働行為事件 審査期間222日

組合が会社にaさんの組合加入通知と団体交渉申入れを行った後、会社がaさんを解雇し、会社が団体交渉に応じなかったため、救済申立のあったもので、会社がaさんを解雇したのは組合加入を嫌悪したことによるものか、団体交渉拒否に正当な理由があるかが争われた事件でした。

当委員会は、4回の調査と1回の審問を経て、会社に対しaさんの原職復帰、解雇時から復帰時までの賃金の支払い、団体交渉の応諾および誓約文の掲示を命じる全部救済命令を発しました。

C 不当労働行為事件 審査期間466日

派遣社員のbさんが組合加入の翌日、派遣先会社と派遣元会社に対して、休暇の申出を行ったが認められず、その後派遣元会社がbさん呼び出し、始末書を作成させ、派遣先会社に謝罪を強要したこと等が組合加入を理由とする支配介入に当たるとして救済申立のあったものです。

当委員会は、6回の調査と2回の審問を経て、派遣元会社が休暇を認めなかったことには正当な理由があり、始末書等についても不当な強制や強要に基づくものとは認められない等として棄却命令を発しました。

D 不当労働行為事件 審査期間236日

団体交渉応諾と組合結成の嫌悪および組合加入者の詮索行為禁止を求めて救済申立のあったものです。

当委員会では、当初から和解を念頭に置き調査を進め、また、審問開催後も調査期日を入れ和解勧奨を行ってきました。最終的には、主張の隔たりが大きく、和解調整は不調に終わり本事件は結審しました。

その後、当事者間で交渉が行われ、自主交渉による和解が成立し、救済申立は取下げられました。

「審査の期間の目標」について

平成16年に労働組合法が改正され、審査の迅速化を図るため労働委員会は不当労働行為事件審査に係る「審査の期間の目標」を設定し、その達成状況を公表することが義務付けられました。

滋賀県労働委員会では、「1年6箇月」(ただし、団体交渉拒否事件については、早期終結に努めるものとする。)という目標を定めています。

なお、この1年6箇月という期間は、全国的にみてほぼ標準的な目標となっています。

平成21年、当委員会は、上記の目標を達成することができました。

おわりに

平成21年に終結した4件のうち2件は、和解によるものでした。全国的に見ても、不当労働行為事件の約7割が和解により解決しており、労働委員会が関与するか否かにかかわらず、和解は迅速な紛争解決手段として、有効な方法であり、また将来の労使関係にとっても好ましい解決方法と考えられています。

残りの2件のうち、1つは救済命令でした。会社は、この命令を不服として中央労働委員会に再審査を申立てておりましたが、同委員会において和解により解決しました。

また、もう一つは、棄却命令でしたが、組合は再審査の申立てを行わず、現在のところ取消訴訟の提起もされておられません。

・・労使紛争に関する問題がありましたら
お気軽にご相談ください・・

滋賀県労働委員会事務局(県庁東館5階)

TEL 077-528-4473

<http://www.pref.shiga.jp/l/roi/>

平成21年 労働条件実態調査の結果

この調査は県内の民営事業所に雇用されている労働者の労働条件を明らかにするために県労政能力開発課が実施したものです。調査結果のうち、「年次有給休暇」と「育児休業」に関する結果を掲載します。

<調査概要>

◆調査対象：①建設業 ②製造業 ③運輸・通信業 ④卸売・小売業 ⑤金融・保険業
⑥飲食店、宿泊業 ⑦医療、福祉 ⑧教育、学習支援業 ⑨サービス業
の9産業に属する常用労働者規模10人以上の2,000事業所

◆調査時点：平成21年6月30日

◆有効回答事業所数 1,098 回答率54.9%

【年次有給休暇の付与および取得状況(常用労働者30人以上事業所)】

- 1労働者あたりの平均付与日数（繰越分除く）は17.7日。
- 1労働者あたりの平均取得日数は9.2日。
- 1労働者あたりの平均取得率は51.8%。

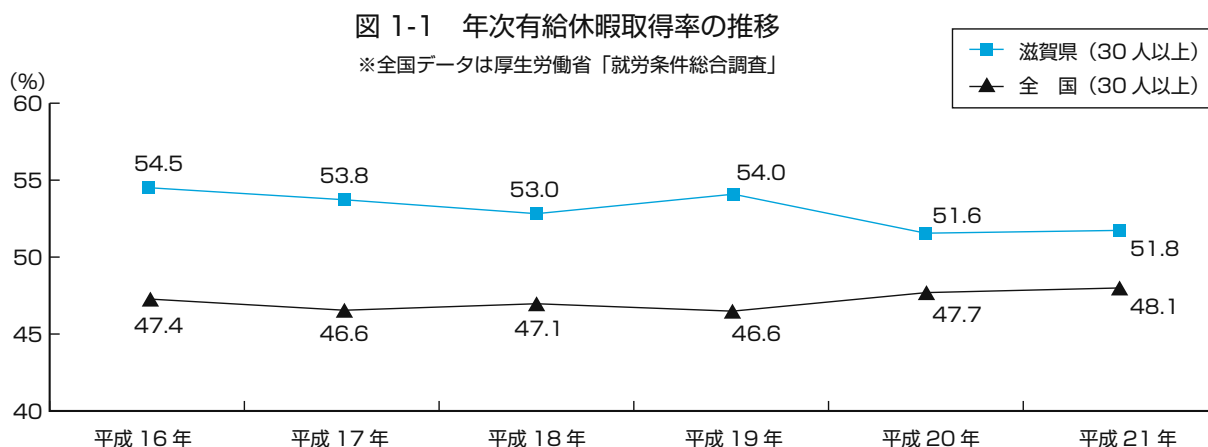
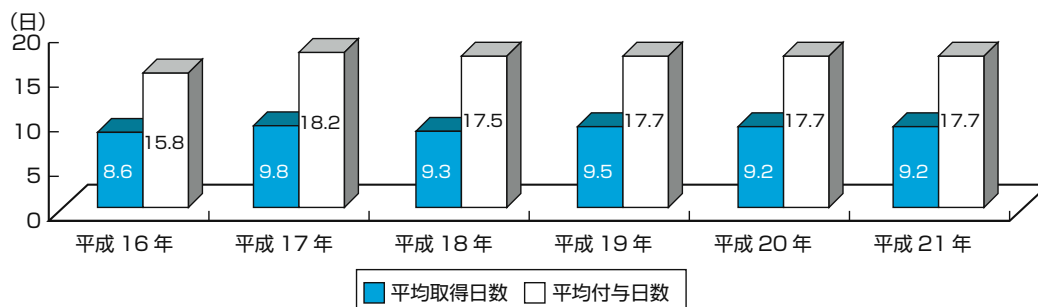
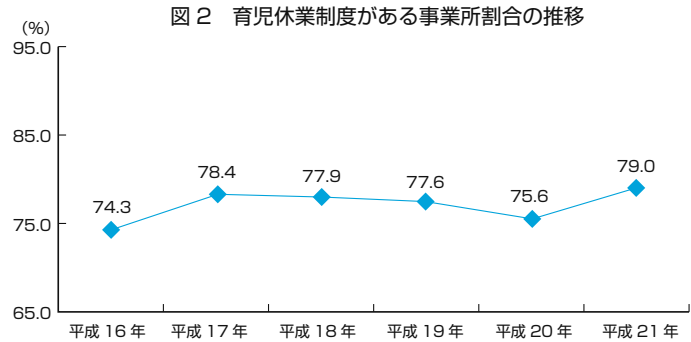


図 1-2 年次有給休暇の平均取得日数および平均付与日数の推移 (滋賀県 30人以上)



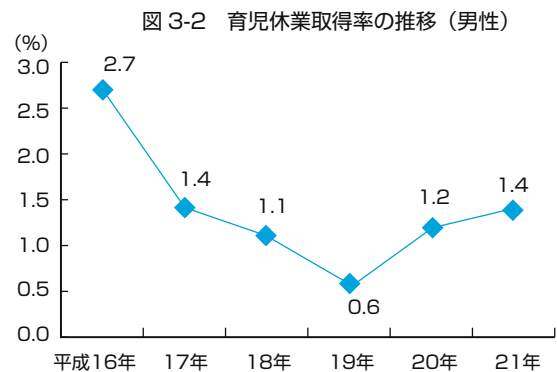
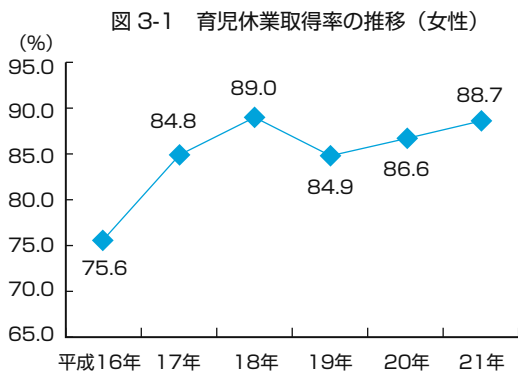
【育児休業制度の規定状況(常用労働者10人以上事業所)】

● 育児休業制度がある事業所割合は79.0%。
平成20年調査より3.4ポイント上昇。



【常用労働者における育児休業取得率(常用労働者10人以上事業所)】

● 女性の育児休業取得率は88.7%。平成20年調査より2.1ポイント上昇。
● 男性の育児休業取得率は1.4%。平成20年調査より0.2ポイント上昇。

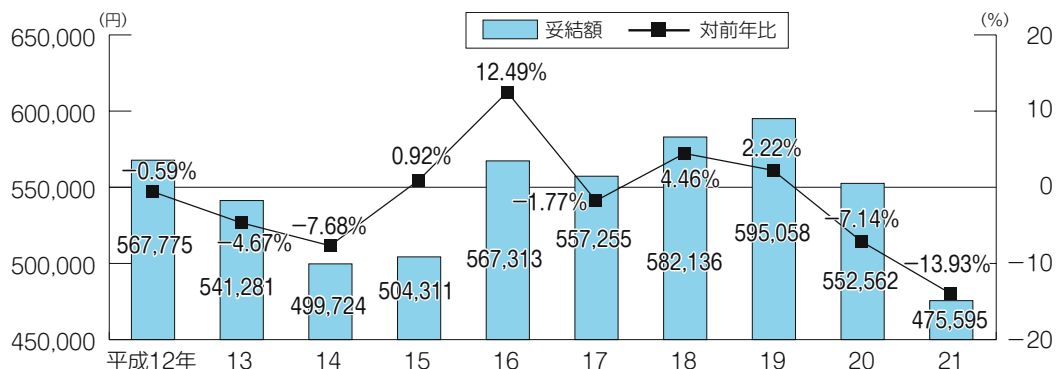


平成21年 年末一時金要求・妥結状況

この調査は、滋賀県内民間労働組合の組合員の賃金実態を明らかにし、安定した労使関係確立のための基礎資料を得ることを目的として実施しています。県内民間労働組合の年末一時金交渉による妥結額は、全規模・全産業平均で475,595円(1.78ヶ月)となり、前年同期に比べて額にして76,967円、月数は0.32ヶ月それぞれ下回る結果となりました。

	平成21年12月末日時点				前年同期	
	平均賃金	要求額	妥結額	月数	妥結額	月数
全産業平均	267,811	572,170	475,595	1.78	552,562	2.10
製造業平均	270,055	574,999	475,955	1.76	578,472	2.16
非製造業平均	259,617	561,420	474,281	1.83	469,076	1.90

年末一時金妥結額・対前年比の推移



☆詳細な結果については、県労政能力開発課のホームページ (<http://www.pref.shiga.jp/f/rosei/>) をご覧ください。

平成21年 労働組合基礎調査結果について

この調査は、県内すべての労働組合を対象に、労働組合数、組合員数等の状況を把握することを目的として、毎年6月30日現在で実施しています。平成21年6月30日現在、滋賀県内の単位労働組合における組合数は743組合、組合員数は102,088人となりました。

労働組合数・組合員数の推移

年次	組合数 (組合)	組合員数 (人)	対前年増減数		対前年増減率		推定 組織率 (%)
			組合数 (組合)	組合員数 (人)	組合数 (%)	組合員数 (%)	
平成12年(2000年)	767	116,287	▲10	▲2,890	▲1.3	▲2.4	21.9
平成13年(2001年)	766	114,097	▲1	▲2,190	▲0.1	▲1.9	21.4
平成14年(2002年)	756	109,134	▲10	▲4,963	▲1.3	▲4.3	20.4
平成15年(2003年)	779	106,259	23	▲2,875	3.0	▲2.6	19.9
平成16年(2004年)	763	102,745	▲16	▲3,514	▲2.1	▲3.3	19.2
平成17年(2005年)	734	100,067	▲29	▲2,678	▲3.8	▲2.6	18.7
平成18年(2006年)	718	100,176	▲16	109	▲2.2	0.1	18.6
平成19年(2007年)	711	99,873	▲7	▲303	▲1.0	▲0.3	18.3
平成20年(2008年)	715	100,061	4	188	0.6	0.2	18.3
平成21年(2009年)	743	102,088	28	2,027	3.9	2.0	18.4

業種	組合数		組合員数		対前年増減数	
	(組合)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	組合数 (組合)	組合員数 (人)
農業, 林業	2	0.3	19	0.0	0	▲1
建設業	24	3.2	2,854	2.8	2	78
製造業	259	34.9	56,513	55.4	9	2,199
電気・ガス・熱供給・水道業	12	1.6	1,261	1.2	1	▲14
情報通信業	6	0.8	61	0.1	1	▲697
運輸業, 郵便業	81	10.9	3,384	3.3	2	▲88
卸売業・小売業	98	13.2	5,407	5.3	7	442
金融業・保険業	19	2.6	5,565	5.5	0	168
学術研究, 専門・技術サービス業	7	0.9	538	0.5	0	11
宿泊業, 飲食サービス業	7	0.9	291	0.3	0	▲25
生活関連サービス業, 娯楽業	6	0.8	1,558	1.5	0	▲6
教育, 学習支援業	49	6.6	5,503	5.4	2	▲29
医療, 福祉	68	9.2	4,989	4.9	5	103
複合サービス事業	24	3.2	3,644	3.6	▲7	36
サービス業	8	1.1	136	0.1	0	▲21
公務	70	9.4	10,290	10.1	4	▲178
分類不能の産業	3	0.4	75	0.1	2	49
合計	743	100.0	102,088	100.0	28	2,027

男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査結果

滋賀県 県民文化生活部 男女共同参画課 発表の「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査」から、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について調査した結果（抜粋）を掲載します。詳細は滋賀県ホームページ（<http://www.pref.shiga.jp/c/danjo/ishiki-chosa/files/houkokusho.html>）をご覧ください。

●調査の目的

滋賀県における男女共同参画に関する意識と実態を把握し、今後の男女共同参画社会の実現に向けた施策に役立てるための基礎資料とする。

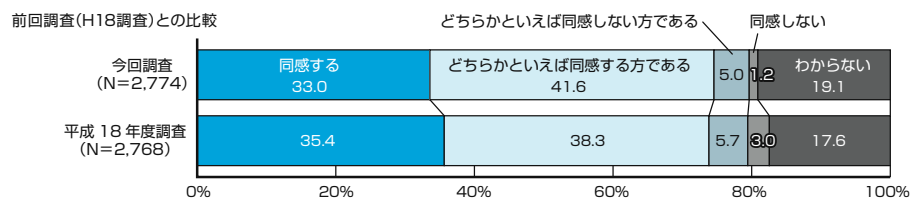
●調査の実施方法

- (1) 調査期間 平成 21 年 7 月 16 日～平成 21 年 8 月 5 日
- (2) 調査対象 県内在住の 20 歳以上の男女（県内在住外国人を含む） 3,000 人
- (3) 調査方法 質問紙による郵送調査
- (4) 回収率 50.3% (1,509 人) H 18 年度 50.8% (1,525 人)
- (5) 主な調査項目
 - ①男女の地位に関する意識
 - ④家庭生活
 - ⑦女性に対する暴力
 - ②仕事
 - ⑤男性の参画
 - ⑧男女共同参画社会について
 - ③結婚・子育て
 - ⑥仕事と生活の調和

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について

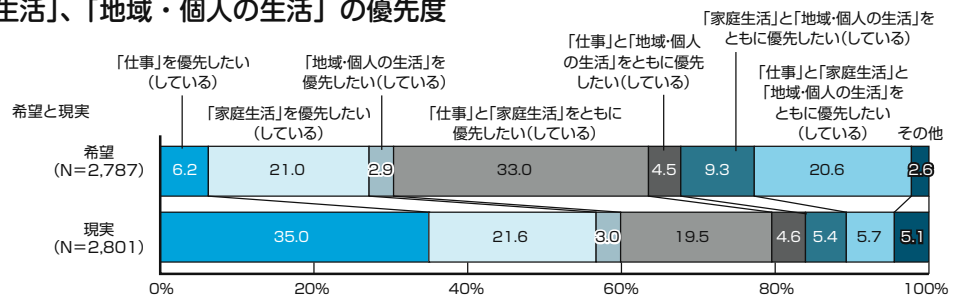
■仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての考え方

『同感する』（「同感する」と「どちらかといえば同感する」の合計）は、74.6%で、H 18 年度調査よりも 0.9 ポイント上回っている。



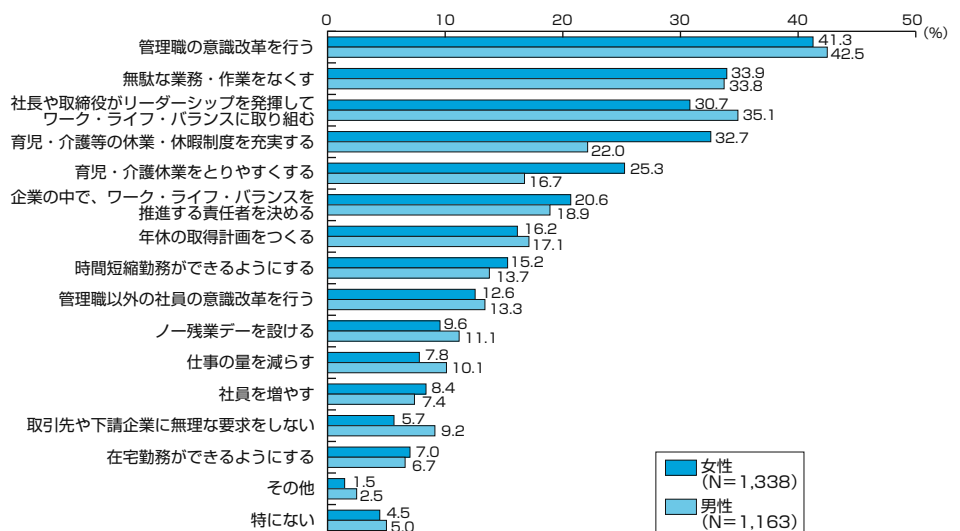
■生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度

『希望』は「仕事と家庭生活をともに優先したい」が 33.0%と最も多いが、『現実』では「仕事を優先している」が 35.0%で最も多くなっている。



■仕事と生活の調和がとれる生活が実現された社会に近づくための企業の取組

男女とも「管理職の意識改革を行う」（女性 41.3%、男性 42.5%）が最も多く、男性では次いで「社長や取締役がリーダーシップを発揮してワーク・ライフ・バランスに取り組む」（35.1%）となっている。



～滋賀県労働相談所は「コラボしが21」へ移転します!!～

平成22年4月1日より、県労働相談所は草津市のエルティ932から大津市の「コラボしが21 6階」に移転します。開設時間、労働相談ダイヤルについては変更がありませんので、引き続きご利用ください。

所在地	滋賀県大津市打出浜2番1号 コラボしが21 6階
労働相談ダイヤル (通話料無料) ※変更なし	0120-967164 苦勞ない労使
TEL & FAX	077-511-1402
開設時間 ※変更なし	月曜～金曜 (平日) 10:00～20:00 月曜～金曜 (祝日) 17:00～20:00 土曜～日曜 (平日) 10:00～16:00

4月1日より
JR大津駅から徒歩約20分
JR膳所駅から徒歩約15分
京阪石場駅から徒歩約3分



全国健康保険協会(協会けんぽ)滋賀支部からのお知らせ

中小企業の皆様が加入する全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)は、非常に厳しい財政状況にあり、平成22年度の保険料率は、かつてない大幅な引上げを行わざるを得なくなりました。厳しい経済状況の中ではありますが、加入者の皆様の医療を支えるため、事業主・加入者の皆様には、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。



「保険者名称 全国健康保険協会 滋賀支部」
「保険者所在地 大津市梅林1-3-10」
と表記されているものが対象です。

平成22年3月分(4月納入分)からの健康保険料(滋賀県)について

【介護保険第2号被保険者に該当しない場合】
8.18% ⇒ 9.33%
<月収28万円の方> 月々3,220円増加 (事業主と被保険者で折半)

【介護保険第2号被保険者に該当する場合】 (40歳以上65歳未満の方)
9.37% ⇒ 10.83%
<月収28万円の方> 月々4,088円増加 (事業主と被保険者で折半)

※大幅な引上げを行わざるを得なくなった背景などについては、協会けんぽホームページ (<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>) をご覧ください。

お問い合わせ



全国健康保険協会 滋賀支部 TEL 077-522-1099 FAX 077-522-1138
〒520-8513 大津市梅林1-3-10 URL: <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで

滋賀県商工観光労働部労政能力開発課 〒520-8577 大津市京町4-1-1 TEL: 077-528-3751 FAX: 077-528-4873
E-mail: fe00@pref.shiga.lg.jp <http://www.pref.shiga.jp/>